



No. 7
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成27年度第2回

一般国道28号
すもと
洲本バイパス

【再評価】

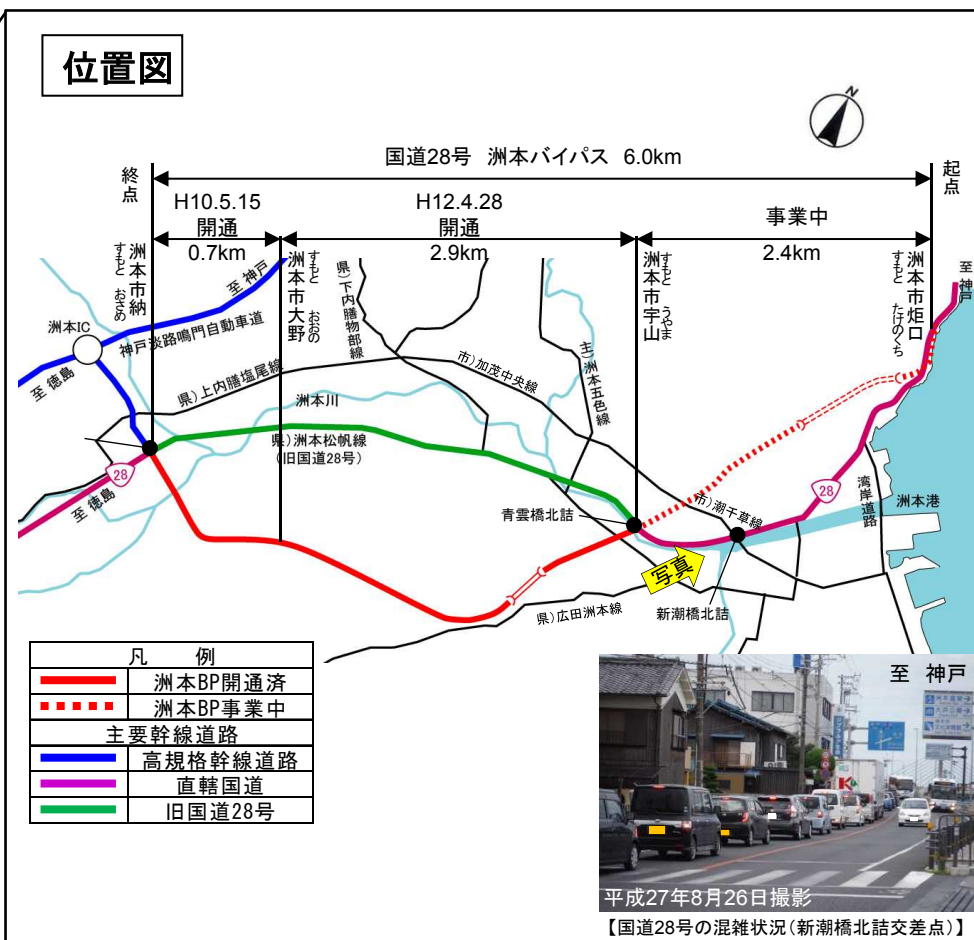
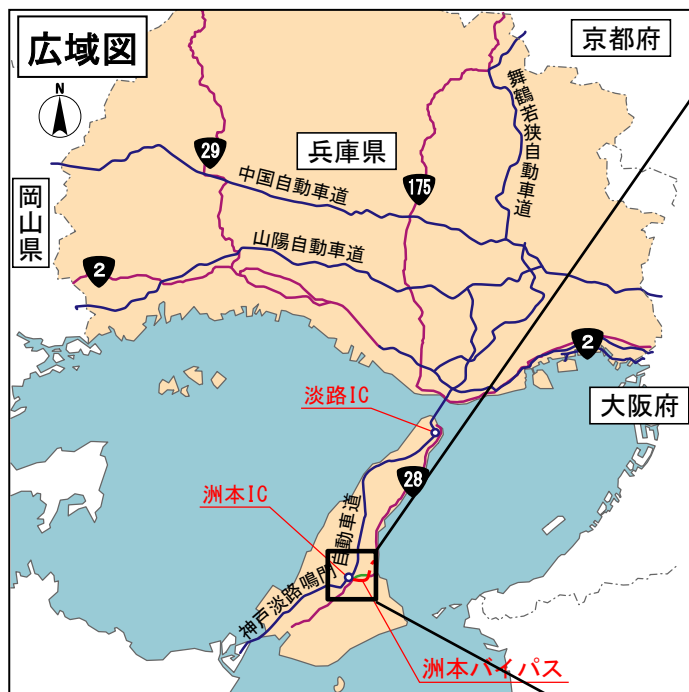
平成27年8月
近畿地方整備局

事業全体図

一般国道28号 洲本バイパス

一般国道28号は、神戸市を起点として徳島市に至る約195kmの幹線道路で、淡路島内の経済、産業活動を支援するほか 地域の生活道路として大きな役割を担っています。

洲本バイパスは、神戸淡路鳴門自動車道洲本ICへのアクセス道路としての役割を担うとともに、洲本市内の国道28号の交通混雑の緩和、交通安全の確保及び災害時の代替路の確保を目的とした延長6.0kmのバイパスです。



事業の概要

一般国道28号 洲本バイパス

事業の目的

- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保
- 災害時の代替路の確保

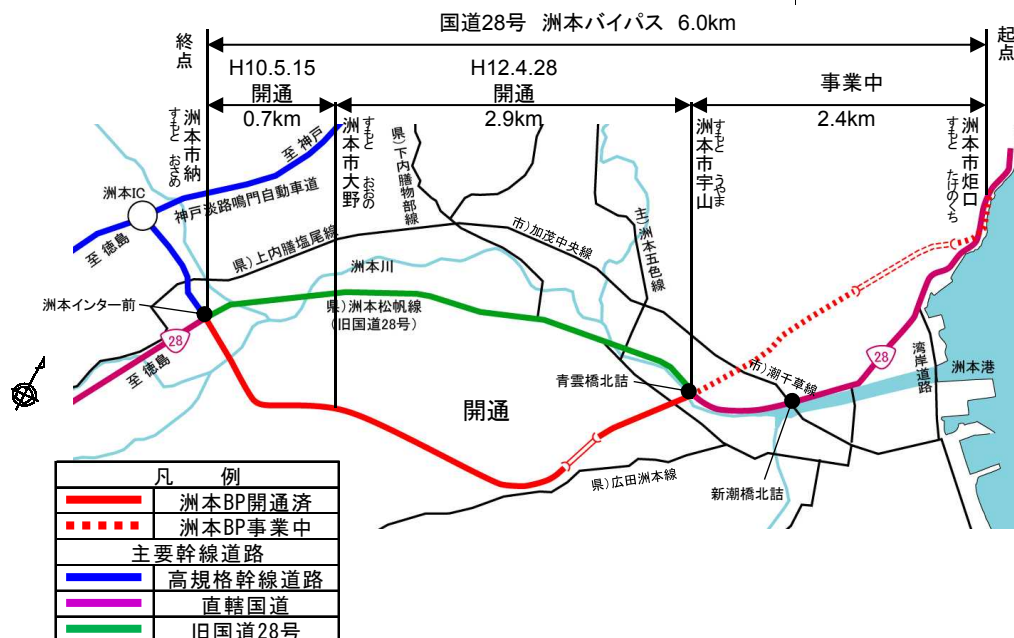
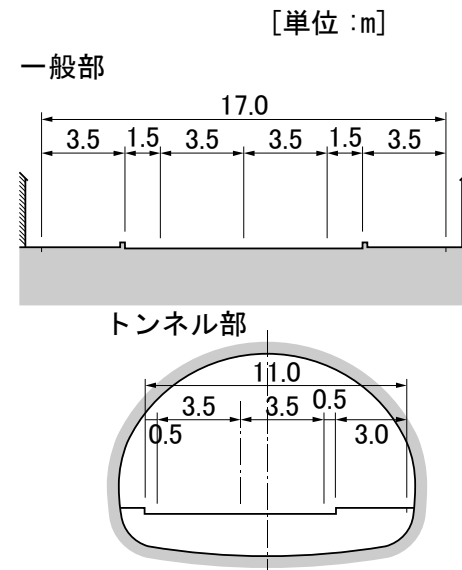
事業の概要・進捗状況

区 間	すもと たけのくち (起)兵庫県洲本市炬口 すもと おさめ (終)兵庫県洲本市納
道路延長	6.0km
構造規格	第3種第2級
設計速度	60km/h
車線数	2車線
標準幅員	17.0m
計画交通量	9,700台/日
全体事業費	350億円
事業化	昭和60年度
都市計画決定	昭和57年度
用地着手	昭和63年度
工事着手	平成元年度
開通延長	3.6km(2車線)
事業進捗率	約81%(平成27年3月末現在)
用地取得率	約92%(面積ベース、同上)

位置図



標準断面図



再評価の視点

一般国道28号 洲本バイパス

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通量に大きな変化がなく、交通容量を超過。 ■ 死傷事故率が高く、兵庫県内の国道28号平均の約2倍。
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.1 残事業 B/C 2.8
4) 地域における計画等	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 81% 用地取得率(面積)92%	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術、新工法の採用など引き続き検討	

事業の進捗の見込みの視点 一般国道28号 洲本バイパス

1) 事業の進捗状況

平成27年度事業内容

- ・現在、用地買収、調査・設計を実施しています。

進捗状況

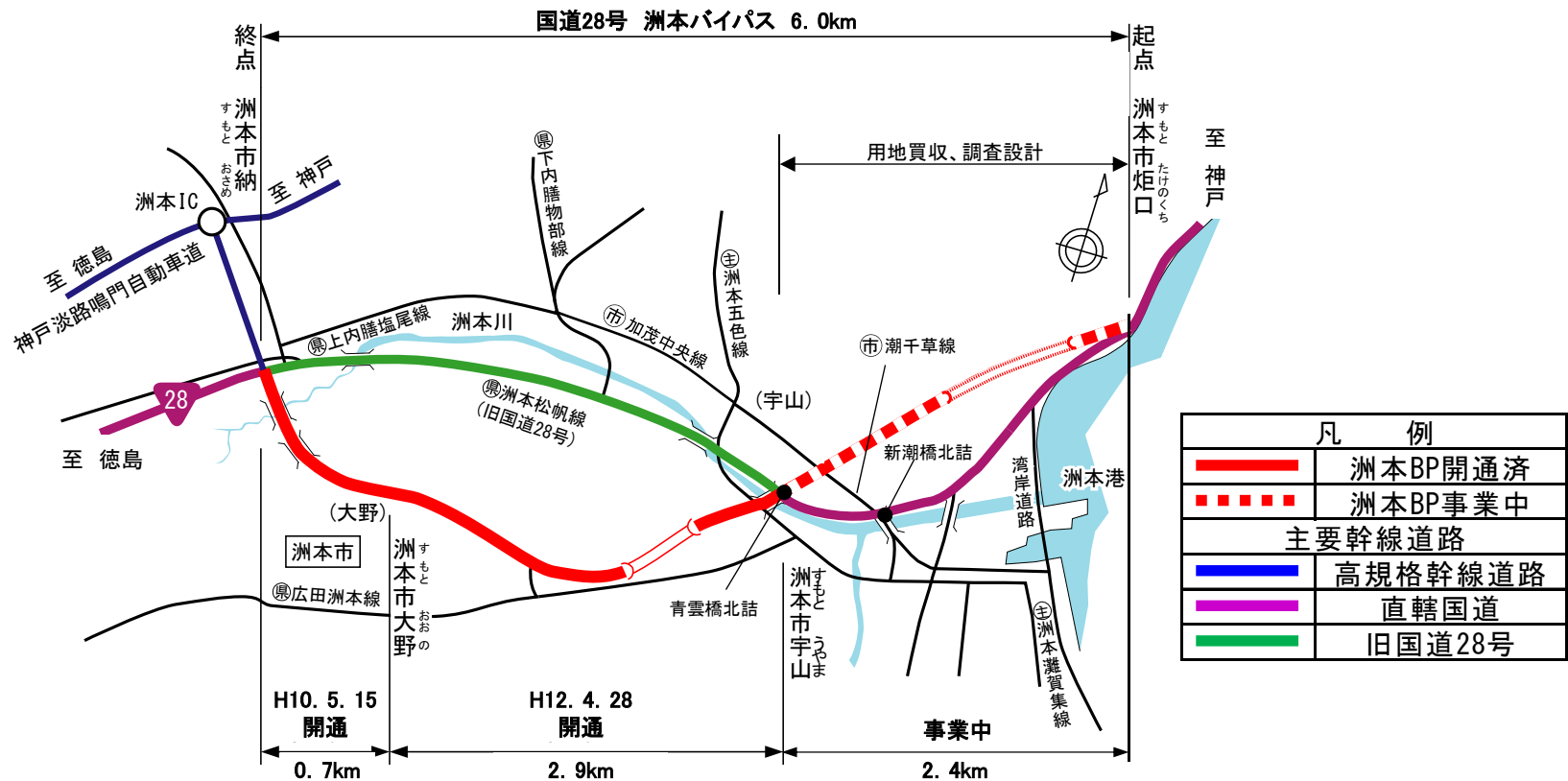
- ・平成26年度末までの進捗は用地進捗率約92%（面積ベース）、事業進捗率約81%（事業費ベース）です。

事業進捗上の課題

- ・全工区において大きな課題はありません。

2) 今後の事業スケジュール等

- ・引き続き用地買収、調査・設計を推進していきます。



○兵庫県知事

平成27年8月25日 土 第1341号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道28号は、淡路島を南北に通過し、高速道路のICや淡路3市の中心市街地をつなぐ幹線道路であり、その中でも洲本バイパスは洲本市域の日常生活や経済活動を支える重要な役割を担っている。

本バイパス6.0kmのうち、洲本ICと洲本市街地を直結する西側3.6kmは供用済みであるが、東側2.4kmが未供用となっている。

このため、未供用区間と並行する現国道では約16,000台/日の交通が集中し、青雲橋北詰交差点や新潮橋北詰交差点で渋滞が発生していること、両交差点間で事故が多発していることから、本バイパスの整備により、通過交通を排除し、交通混雑の緩和や交通安全の向上を図る必要がある。

また、現国道の塩屋交差点～炬口北交差点間は、南海トラフ地震時の津波により浸水する可能性があることから、本バイパスの整備により緊急輸送路や避難路としての機能を確保する必要がある。

これらに加え、地元洲本市からも強い要望があることから、コスト縮減や事業効果の早期発現に配慮しつつ、引き続き事業の推進に取り組み、早期に供用して頂きたい。

洲本バイパスは、事業の必要性に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

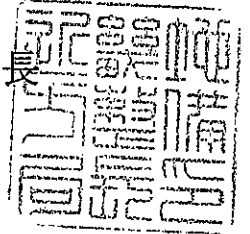
事業継続



国近整企画62号
平成27年8月11日

兵庫県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成27年8月31日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成27年8月25日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道28号洲本バイパス	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【港湾整備事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
尼崎西宮芦屋港尼崎地区 国際物流ターミナル整備事業	事業継続	

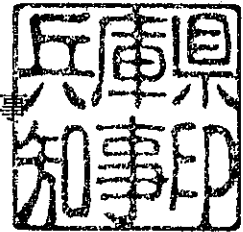
※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

土 第 1341 号

平成 27 年 8 月 25 日

近畿地方整備局長 様

兵庫県知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 27 年 8 月 11 日付け国近整企画 62 号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

【道路事業】

〈一般国道 28 号 洲本バイパス〉

兵庫県知事の意見

一般国道 28 号は、淡路島を南北に通過し、高速道路の IC や淡路 3 市の中心市街地をつなぐ幹線道路であり、その中でも洲本バイパスは洲本市域の日常生活や経済活動を支える重要な役割を担っている。

本バイパス 6.0km のうち、洲本 IC と洲本市街地を直結する西側 3.6km は供用済みであるが、東側 2.4km が未供用となっている。

このため、未供用区間と並行する現国道では約 16,000 台/日の交通が集中し、青雲橋北詰交差点や新潮橋北詰交差点で渋滞が発生していること、両交差点間で事故が多発していることから、本バイパスの整備により、通過交通を排除し、交通混雑の緩和や交通安全の向上を図る必要がある。

また、現国道の塩屋交差点～炬口北交差点間は、南海トラフ地震時の津波により浸水する可能性があることから、本バイパスの整備により緊急輸送路や避難路としての機能を確保する必要がある。

これらに加え、地元洲本市からも強い要望があることから、コスト縮減や事業効果の早期発現に配慮しつつ、引き続き事業の推進に取り組み、早期に供用して頂きたい。

【港湾整備事業】

〈尼崎西宮芦屋港尼崎地区 国際物流ターミナル整備事業〉

兵庫県知事の意見

尼崎西宮芦屋港の尼崎地区は、機械・金属・化学等の製造業が立地し、阪神間の物流、産業拠点として重要な役割を担っており、本事業はこれら拠点の強化に資するものである。

一方、南海トラフ巨大地震等が逼迫する中、本事業により耐震強化岸壁が完成し、災害時の緊急物資の海上輸送が可能となる拠点が確保され、地域の安全・安心が向上することとなった。

岸壁の機能を最大限発揮するとともに、岸壁背後にある港湾関連用地において、地域経済を牽引する企業の円滑な立地を推進するためにも、残る航路・泊地の整備については、早期完成に向け取り組んでいただきたい。

なお、航路・泊地の浚渫については、尼崎沖フェニックスを処分先とし、コスト縮減にも配慮した事業進捗をお願いしたい。